

風営適正化法の概要

考え方

- 風俗営業は、健全に営まれれば国民に憩いと娯楽を与える有用な営業であると考えられるが、その営業方法や業務内容が不適正なものとなれば、風俗上の問題を引き起こす可能性があることから、許可制として不適格者をあらかじめ排除し、業務の適正化を通じて健全化を図る対象としている。
- 性風俗関連特殊営業は、性を売り物にする本質的に不健全な営業であり、業務の適正化や営業の健全化になじまないものであり、届出制によりその実態を把握し、規制を課して取り締まる対象としている。

風俗営業（法第2条第1項）

- 1号 料理店・社交飲食店
 - 2号 低照度飲食店
 - 3号 区画席飲食店
 - 4号 まあじゃん・ぱちんこ等
 - 5号 ゲームセンター等
- 接待飲食等営業
- 遊技場営業

性風俗関連特殊営業（法第2条第6～10項）

- 6項1号 ソープランド
 - 2号 ファッションヘルス
 - 3号 ストリップ
 - 4号 ラブホテル等
 - 5号 アダルトショップ
 - 6号 出会い系喫茶
- 店舗型性風俗特殊営業

主な規制（法第12～23条等）

<許可制>

- ・営業者等の欠格事由（犯罪歴、暴力団員等）
- ・構造及び設備の基準
- ・営業時間の制限等（都道府県条例に委任）
- ・照度、騒音及び振動の規制
- ・広告及び宣伝の規制
- ・料金表示義務
- ・年少者の立入禁止の表示義務
- ・接客従業者に対する拘束的行為の禁止等（債務負担等）
- ・禁止行為（客引き、18歳未満の接待禁止等）
- ・その他、業態に応じて個別規制

主な規制（法第28条～31条の18等）

<届出制>

- ・店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等
(学校、図書館等の条例で定める施設の周囲200メートル、条例により厳格な地域規制)
- ・営業時間の制限（都道府県条例に委任）
- ・禁止行為（客引き、18歳未満を客とすること等）
- ・その他、業態に応じて個別規制

風俗営業の許可件数

	R1	R2	R3	R4	R5
風俗営業	85,121	82,492	80,565	78,934	77,311
接待飲食等営業	63,466	61,857	60,834	60,235	59,490
1号（キャバレー等）	63,423	61,818	60,796	60,200	59,459
2号（低照度飲食店）	41	38	37	34	30
3号（区画席飲食店）	2	1	1	1	1
遊技場営業	21,655	20,635	19,731	18,699	17,821
ぱちんこ等営業	17,633	16,704	15,849	14,805	13,906
ゲームセンター等営業	4,022	3,931	3,882	3,894	3,915

料理店・社交飲食店

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

3 この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことを行う。

《具体例》

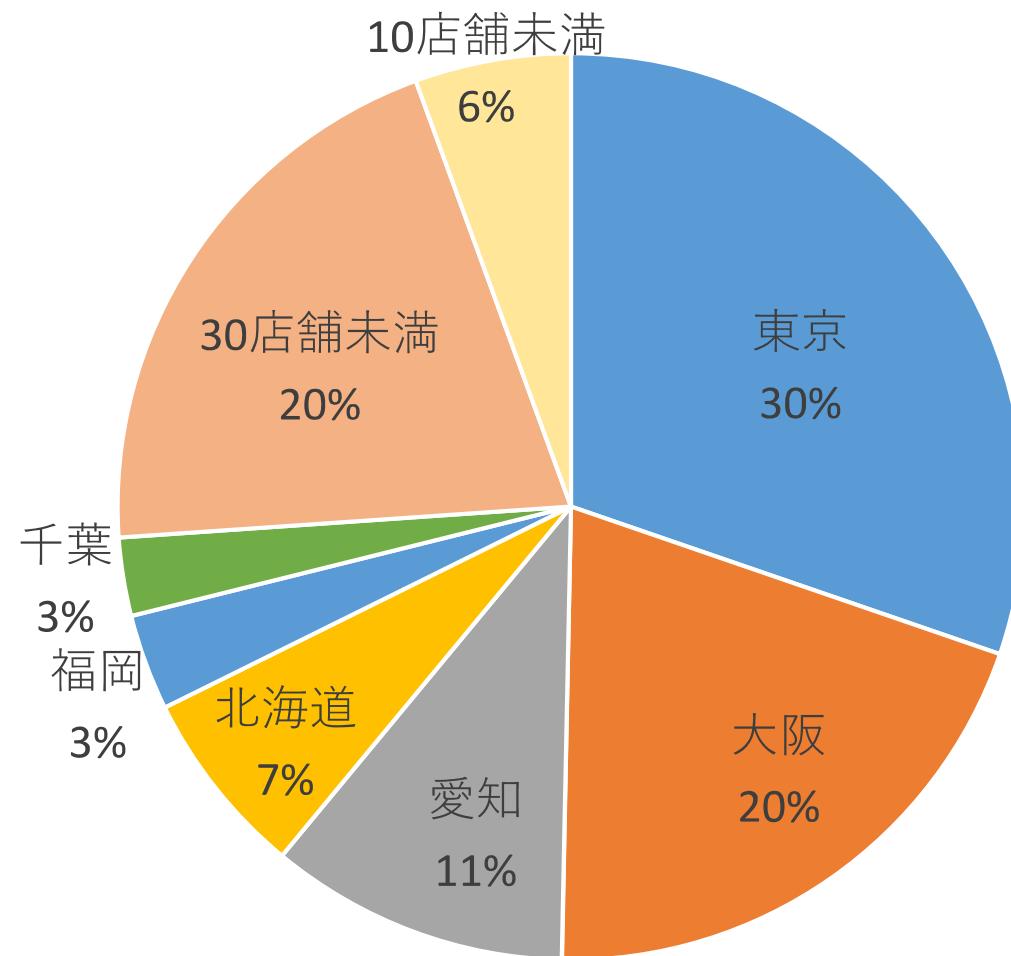
- 談笑・お酌等
特定少數の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為
- 踊り等
特定少數の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、歌舞音曲、ダンス、ショー等を見せ、又は聞かせる行為
- 歌唱等
特定少數の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子をとり、拍手をし、若しくはほめはやす行為又は客と一緒に歌う行為
- 遊戯等
特定少數の客と共に、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為
- その他
客と身体を密着させること、手を握ること等客の身体に接触する行為

※接待を行うのは、営業者やその雇用している者に限られない。

また、接待は、通常は異性によることが多いが、それに限られるものではない。

ホストクラブの数

いわゆるホストクラブに当たるとみられる接待飲食等営業は全国で概ね1000店舗



※令和6年4月時点調査

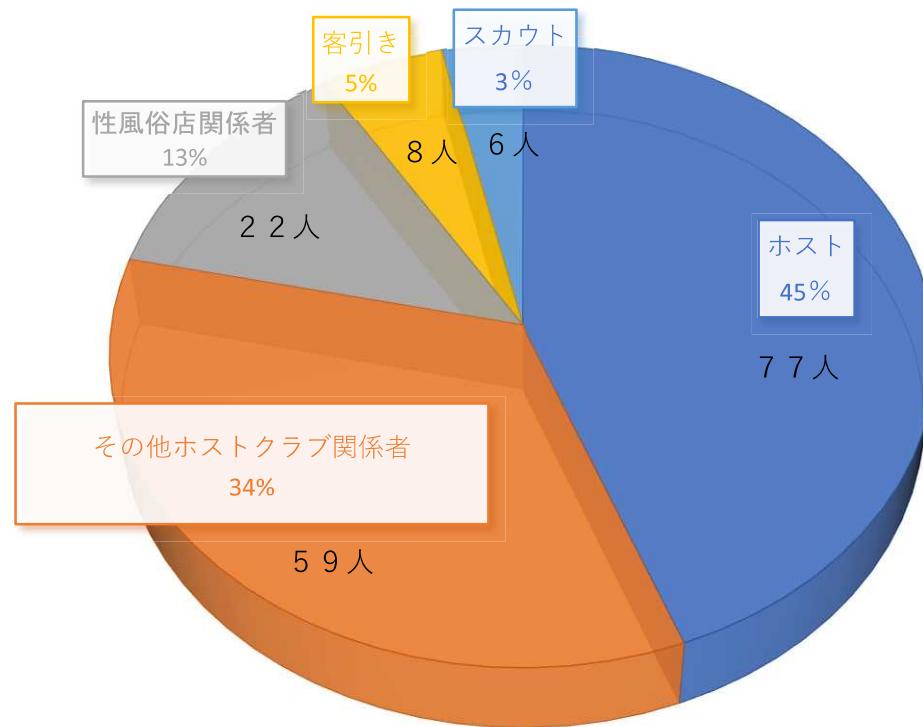
悪質ホストクラブに係る検挙事件・検挙人員

検挙事件

76事件（令和5年1月～令和6年5月）

検挙人員

172人

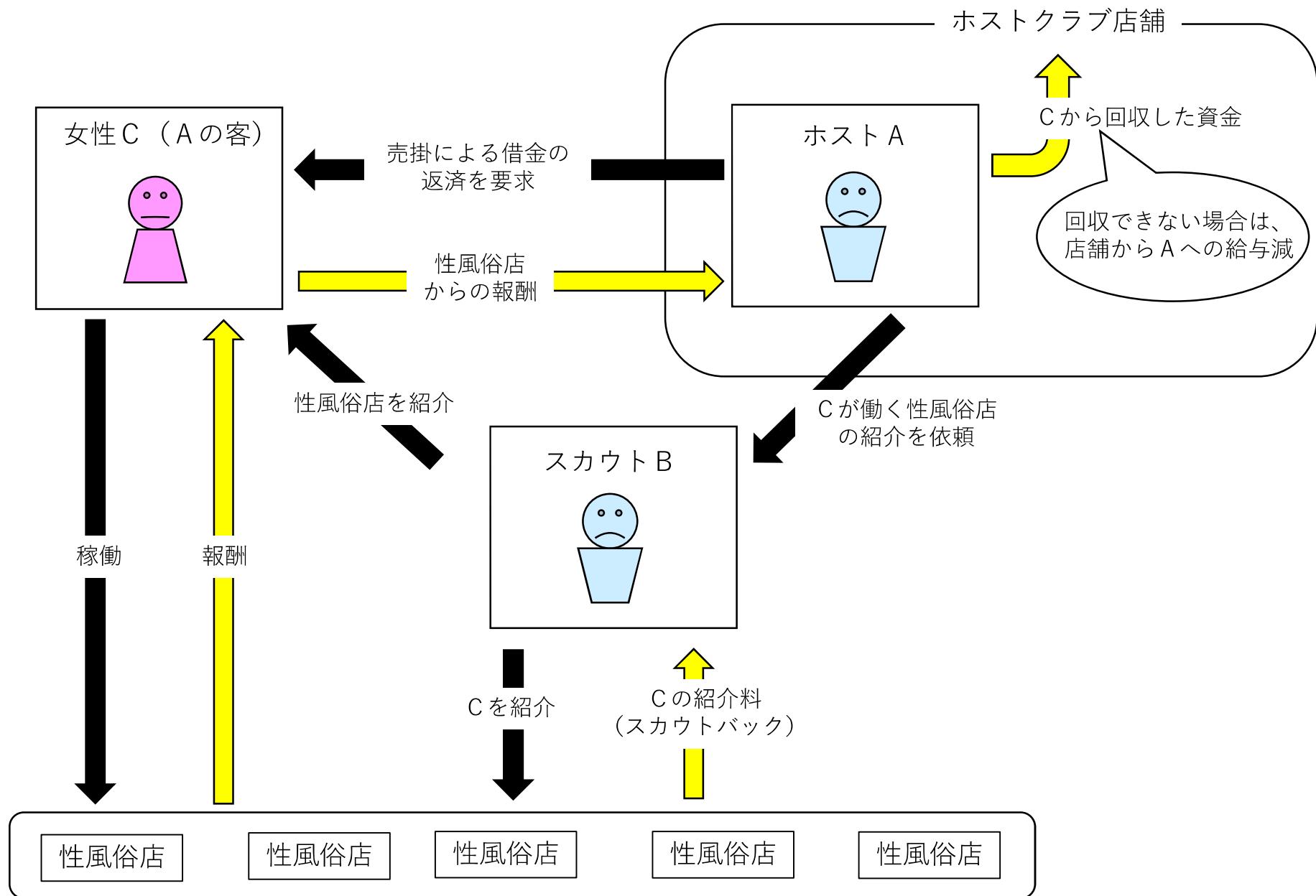


	(人)
Host	77
Other host club staff	59
Sex industry staff	22
Client	8
Scout	6
合計	172

※ ホストが女性客に売春をさせるなどホストクラブの利用料金を背景として女性客に関して行われた事案や、無許可営業、20歳未満の者への酒類等提供等悪質な営業が行われた事案を計上。

※ ホストクラブ関係者のほか、女性客が職業紹介された性風俗店の関係者等事案に密接に関与していた者も計上。

売掛による借金の返済に関する事案（イメージ図）



検挙事例①

- ・ 売掛金を回収するため、女性客の父親を脅して支払いを要求したホストクラブ経営者を恐喝未遂等で検挙。(令和5年10月、香川)
- ・ 違法な客引きを受けた者を、客としてホストクラブ店内に立ち入らせたホストをぼったくり条例違反で検挙。(令和5年11月、警視庁)
- ・ ホストクラブにおいて、クレジットカード決済をする意図を秘して、女性客からクレジットカードを騙し取ったホストを詐欺罪で検挙。
(令和5年12月、兵庫)
- ・ 女性客を性風俗店に紹介したホストのほか、同女性を勧誘した性風俗店の経営者を職業安定法違反で検挙。(令和6年1月、愛知)
- ・ メンズコンセプト B A R と称して無許可でホストクラブのような接待をしていたことから、風営適正化法違反で検挙。(令和6年1月、大阪)
- ・ 女性客に売春の客待ちをさせ、スマートフォンのG P S アプリで同女性の位置情報を監視していたホストを強要罪で検挙。(令和6年1月、警視庁)

検挙事例②

- ・ 悪質なマニュアルをもとに、女性客を性風俗店に紹介したホストクラブ店長及びホストを職業安定法違反で検挙。（令和6年2月、宮城）
- ・ 売掛金に関するトラブルの相談がなされていた店舗について、無許可でホストクラブのような接待をしていたことから、風営適正化法違反で検挙。
（令和6年2月、福岡）
- ・ 女性客に売春させようとしたホストを売春防止法違反（困惑売春未遂）で検挙。（令和6年3月、警視庁）
- ・ 18歳未満の女性に知人名義の身分証明書を渡し、客としてホストクラブ店内に立ち入らせたホストを風営適正化法違反で検挙。（令和6年3月、警視庁）
- ・ メンズコンセプトカフェと称して無許可でホストクラブのような接待をしたうえ、20歳未満の女性と知りながら客に酒類を提供していたことから、風営適正化法違反で検挙。（令和6年5月、警視庁）
- ・ 売掛金を回収するため、女性客を性風俗店に紹介したホスト及びスカウトを職業安定法違反で検挙。（令和6年6月、警視庁）

行政処分の事例

- 歩行中の女性を客引きしたホストを風営適正化法違反で検挙。
当該ホストによる違法行為が、ホストクラブの営業に関して行われていたことから、ホストクラブの営業者に対し、3ヶ月間の営業停止を命じたもの。
(令和6年1月、北海道公安委員会)
- 当時ホストであった被疑者が、ホストクラブでの売掛金の返済名目で客の女性に現金を要求し、スカウトマンを介し、ソープランド従業員に紹介して売春をさせたもの。被疑者らを売春防止法違反、職業安定法違反等で検挙。
当該ホストによる違法行為が、ホストクラブの営業に関して行われていたことから、ホストクラブの営業者に対し、風俗営業許可の取消しを行ったもの。
(令和6年5月、東京都公安委員会)

参考法令①

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

（営業の停止等）

第二十六条 公安委員会は、風俗営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該風俗営業者に対し、当該風俗営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

参考法令②

○職業安定法（昭和22年法律第141号）

第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。
- 二 公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。

○売春防止法（昭和31年法律第118号）

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利
用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

参考法令③

○消費者契約法（平成12年法律第61号）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

六 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他的好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

○労働基準法（昭和22年法律第49号）

（賃金の支払）

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

検討の方向性

高額な遊興・飲食

料金取り立て

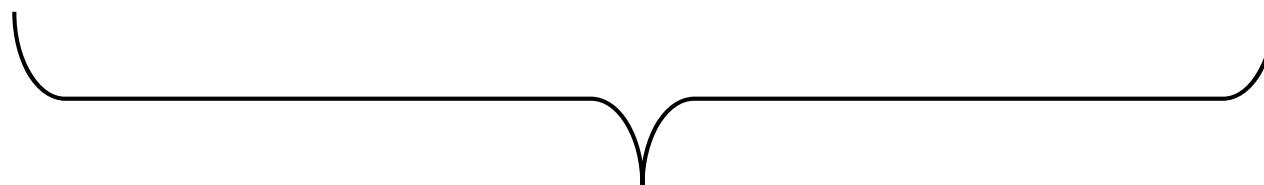
売春や性風俗店
勤務の斡旋等



悪質な行為についての
早い時点での対策

+

違法行為について
一層厳正な対処



風営適正化法の改正も含めた更なる対策を検討する必要